

相 談 事 例

ID : 05-01-004

相談タイトル

固定資産税評価額について

Q : ご相談内容

住宅の固定資産税評価額に納得いきません。不服を申し立てることはできますか。

A : 回答

1月1日現在で土地・家屋の所有者に対し課税されるのが固定資産税です。税額について不明な点がある場合、まずは各市町村の固定資産税担当係の窓口にご相談してみてもはいかがでしょうか。不服がある場合は納税通知書を受け取ってから一定期間内に不服の申し立てを行うことができる場合がありますので、確認してみてください。